

～ ご存知ですか？あなたの地域の見守り役～

# 民生委員・児童委員

だれもが安心して暮らし続けることのできる地域づくりのために



民生委員・児童委員は、支援を必要とする地域住民を見守り、必要に応じて専門機関へつなぐ「パイプ役」として活動しています。



民生委員・  
児童委員とは



主任児童委員  
とは

どんな人が  
民生委員に  
なっているの？



どのような流れで民生委員になるの？

- 薦
- 

| 年齢要件      |    |                        |
|-----------|----|------------------------|
| 民生委員・児童委員 | 新任 | 原則72歳未満（地域の実情により78歳未満） |
|           | 再任 | 原則75歳未満（　　　　　〃　　　　　）   |
| 主任児童委員    | 新任 | 原則55歳未満（地域の実情により65歳未満） |
|           | 再任 | 原則55歳未満（地域の実情により68歳未満） |

|                  |    |                        |
|------------------|----|------------------------|
| <b>民生委員・児童委員</b> | 新任 | 原則72歳未満（地域の実情により78歳未満） |
|                  | 再任 | 原則75歳未満（　　　　　〃　　　　　）   |
| <b>主任児童委員</b>    | 新任 | 原則55歳未満（地域の実情により65歳未満） |
|                  | 再任 | 原則55歳未満（地域の実情により68歳未満） |

こんな活動を  
しています

地域で支援を必要としている方に対して、**見守り**や**訪問**を行っています。  
相談内容に応じて、高齢者サポートセンターなどの専門  
機関へつなぐなど、連携して活動をしています。

また、自治(町)会や地区社会福祉協議会と協力して、  
地域の行事や多世代交流の場など、  
「顔の見える地域づくり」の活動に参加しています。

## 具体的には…

### (1) 担当区域内的の住民の生活状況や福祉需要の把握

⌋ 地域の中で心配な方や不安な方がいないか、把握や見守りをします。

65歳以上で、民生委員の見守りを希望する一人暮らしの方に対し、  
月に1回以上の訪問を行います。相談等で知りえた個人情報、  
守秘義務が課せられています。退任後も同様です。



### (2) 地区民生委員・児童委員協議会や研修会への参加

⌋ 毎月1回、所属の地区民生委員・児童委員協議会に出席し、行政や関係機関から  
の連絡や情報共有、意見交換などを行います。また、年5～6回程度、研修会へ  
参加します。

### (3) 行政や関係機関の事業に対する協力・調整

⌋ 行政や関係機関の事業に対する協力を行います。

支援を必要とする方々が適切なサービス提供を受けられるよう、関係機関との  
調整を行います。

### (4) 自治(町)会や地区社会福祉協議会への参加・協力

⌋ 自治(町)会の行事や、地域住民同士の支え合いを推進している  
「地区社会福祉協議会」の活動に参加・協力をします。

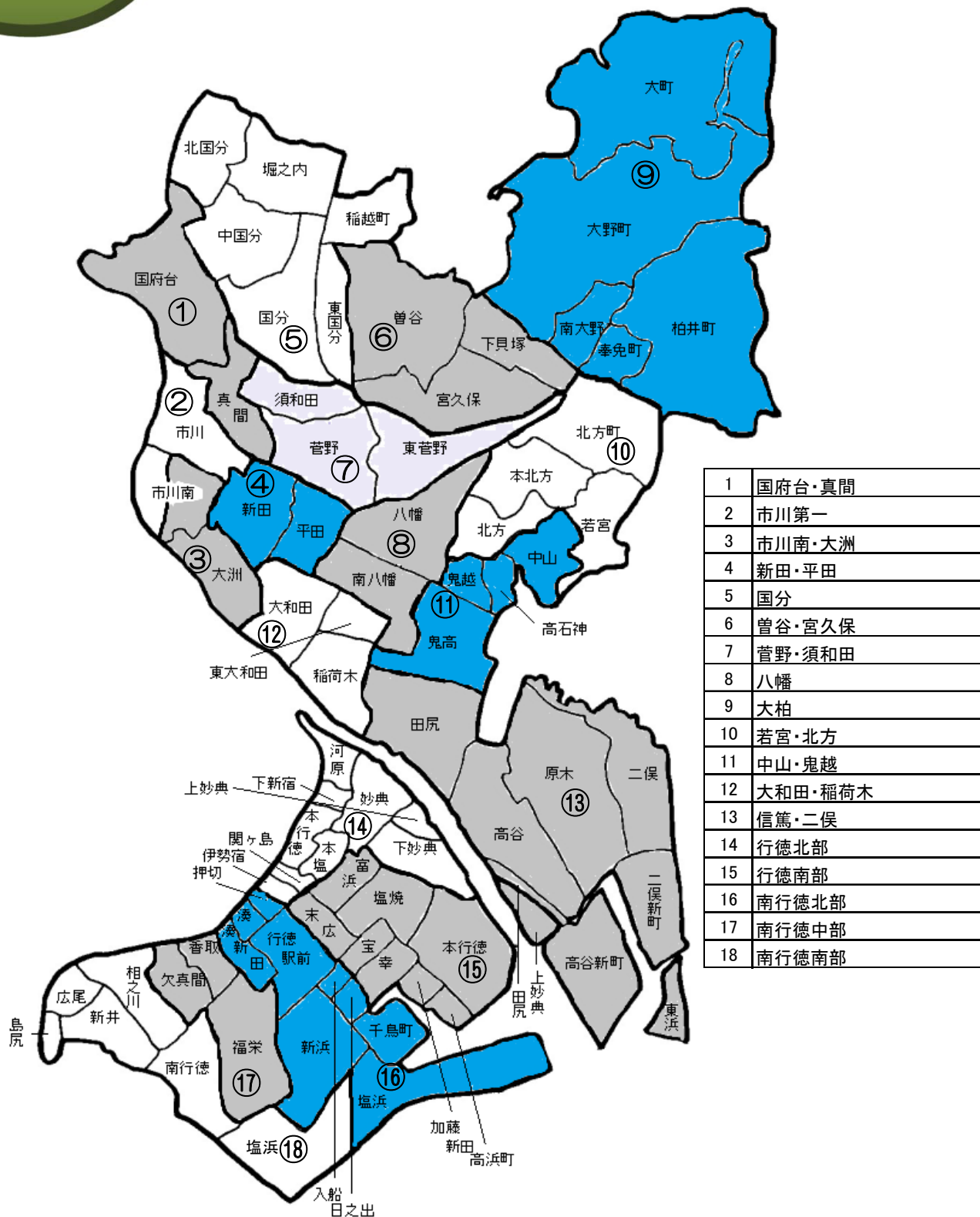
民生委員・児童委員は、地域住民と行政・専門機関をつなぐ“パイプ役”です



## 民生委員の 定数は

市町村ごとに定数が定められており、  
市川市における定数は**466名**となっています。  
(うち、児童福祉を専門とする主任児童委員が36名)  
※令和4年12月1日時点

市内を**18の区域**にわけて活動しています。



## 民生委員・児童委員制度についての問合せ先

市川市 福祉部 地域共生課 民生委員担当  
〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号  
TEL 047-712-8518 FAX 047-712-8789